

平成 18 年 12 月 11 日

監督交代時の登録料徴収について

J F A 基本規程：

第 53 条 加盟チームは、本協会が定める期日までに、監督登録料(チームあたり 2000 円)を納付しなければならない。ただし、J F A 公認指導者登録が完了している監督については免除する。

現行：監督が監督登録料の免除対象者でない場合は、交代のたびに監督登録料を徴収する。

変更：2007 年度からは、年度途中で何度交代しても監督登録料は徴収しないこととする。

- ・ 監督登録料免除対象者から、免除対象でない監督に交代した場合も徴収しない。

(監督登録料の徴収は、チーム登録申請時のみとする。その際、監督が免除対象者であるかどうかにより徴収か否かを決定する。)

理由：Web 登録システム導入により、チームは新年度登録を 2 月下旬より申請でき、都道府県 F A で承認されれば、選手証は 3 月中にチームに届き、4 月の試合でも選手証を携帯できるスケジュールで運用している。

しかしながら、中学校、高校では 4 月に顧問の異動があるため、前もって登録すると、監督交代により監督登録料を 2 度支払うことがネックとなり、依然として登録申請が遅く、年度初めの大会では選手証がないまま試合を行うことが慣例となっている。

2007 年度から監督交代による監督登録料の多重徴収をしないことにより、全種別に対して早期登録を促すことができ、また、不適切な慣例を排除することが期待できる。

また、監督登録料を監督自身が負担している場合、年度途中でチームが変わるたびに発生していた費用負担がなくなり、登録者にとってもメリットがある。

以上